

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所（以下「会社」という。）に配属され、タクシー運転手として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、乗務中、前方を走行していた車が停車し、進まないためクラクションを鳴らしたところ、同車の運転手が車を降り、請求人のタクシーのドアを開け、請求人の首を掴んで引きずりおろそうとしたため負傷した。

請求人は、同日、D病院に受診し、「頸椎捻挫、頸椎症性神経根症、頸髄損傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人に残存する障害の程度は障害等級第12級に該当する旨主張しているところ、請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の訴え及び医学的所見等から、頸部の可動域制限と頸部・両上肢及び手の神経系統の障害であると認められる。

(2) 頸部の可動域制限について

E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、頸部の可動域制限について、多くの因子の関与が考えられる旨述べているところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け障害等級認定に関する意見書において、「疼痛によるもの。」と述べている。当審査会としても、請求人のせき椎に圧迫骨折、せき椎固定術ともに認められず、項部軟部組織の器質的变化も認められないことに鑑みると、決定書理由に説示のとおり、請求人の頸部の可動域制限は、神経系統の障害として評価することが妥当であると判断する。

(3) 頸部・両上肢及び手の神経系統の障害について

頸部・両上肢及び手の神経系統の障害については、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、1個の局部の神経系統の障害として評価することが妥当であり、その障害の程度は障害等級第14級の9に該当するものと判断する。

(4) なお、請求代理人は、平成〇年〇月〇日付け再審査請求申立理由補充書において、請求人に残存する両手しびれを含む「両母指知覚障害」は、「中心性頸髄損傷」に起因する旨主張している。

この点、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、神経学的な症状の経過、頸椎脊柱管の狭さ、MR I 画像、外傷の程度、症状の残存等から頸髄損傷と診断した旨述べているところ、当審査会において、D病院診療録及びD病院画像診断記録を精査するも、頸髄損傷と診断し得る客観的所見を見いだすことはできなかった。したがって、上記主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。